

議案第 1 2 号

和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市消防団条例の一部を改正する条例

和光市消防団条例（昭和 3 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(報酬) 第 1 6 条 団員に支給する報酬は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。 (費用弁償)	(報酬) 第 1 6 条 団員には、別表第 1 に定める報酬を支給する。 (費用弁償等)
第 1 7 条 (略)	第 1 7 条 団員が公務執行のため職務に従事する場合においては、別表第 2 に定める手当を支給する。
2 (略)	2 (略)
	3 (略)
別表第 1 (第 1 6 条関係) 月額報酬	別表第 1 (第 1 6 条関係) 報酬額
(略)	(略)

別表第 2 を別紙のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の和光市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う出場に係る報酬及び費用弁償等について適用し、同日前に行われた出場に係る報酬及び費用弁償等については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

消防団員の処遇改善を目的とする報酬改定のため、所要の改正を行いたいので、消防組織法第23条第1項及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

別表第 2（第 1 6 条関係）

日額の報酬

種類	区分	単位	金額
出場報酬	水火災等のために出場をし、その職務に従事した場合	日額	8, 0 0 0 円
	火災のために出場をした場合であって、当該火災を確認できなかった場合	日額	4, 0 0 0 円
訓練報酬	訓練等のために出場をし、その職務に従事した場合	日額	3, 5 0 0 円
警戒報酬	警戒等のために出場をし、その職務に従事した場合	日額	3, 5 0 0 円